



合併協議会だより

発行・編集／相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会、相模原・津久井地域合併協議会、相模原市・藤野町合併協議会
〒229-0036 神奈川県相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階 ☎042-769-8206

合同発行

第3回相模原市・藤野町合併協議会を開催

平成17年8月8日（月）午後2時から、けやき会館5階大樹の間において、第3回相模原市・藤野町合併協議会が開催されました。

協議会では、相模原市・藤野町合併市町村基本計画（素案）、特別職の身分の取扱い、事務組織及び機構の取扱い、公共的団体等の取扱いなどについて協議が行われました。議事等の内容については、次のとおりです。

協議事項

協議第10号 相模原市・藤野町合併市町村基本計画（素案）について

継続協議

事務局より、2、3面のとおりの合併市町村基本計画（素案その1）の提案があり、協議が行われました。なお、提案された素案その1は計画の一部であり、今後さらに施策体系や財政計画などを加えた計画全体を再度提案することとなることから、継続して協議することになりました。

主な意見

藤野町委員

合併することによって、単なる寄せ集めで大きな都市になるのではなく、素案にある水源地域の構想などを実現させるためには、相模川の浄化、人や物の循環を図りながら、地域特性を上手に組み合わせて新しい理想の郷土を創るといった発想のもとに進めていくべきと考える。

藤野町委員

「合併シンボルプロジェクト」の「3まち+水源地=産業創生プロジェクト」に関することだが、津久井郡4町は、水源地による土地利用の規制などから、工業や商業の活性化が進まない現状がある。4町それぞれ特徴があるので、もう少し各町に対してきめ細かい配慮をした中での産業創生を考えていただきたい。

事務局

合併シンボルプロジェクトは理念的な部分が強くなっており、実際に施策について検討する際に、地域ご

との特性を尊重した中で進めていきたい。

藤野町委員

「さがみはら都市みらい研究所」では1市4町を想定した都市内分権の研究は行われているのか。

企画部会

相模原市においては「さがみはら都市みらい研究所」という政策研究をする部署で、平成15、16年度に相模原市内の都市内分権を想定した研究に取り組んできた。その研究をもとに、地域のまちづくりを住民が主体となってどう考え、どう参加していくのか、また、それに対して行政はどのような行政組織を編成し、どのように支援をしていくのか、などについてさらに研究している。

協議第11号 特別職の身分の取扱いについて

原案のとおり決定

藤野町の常勤の特別職（教育長を含む。）及び執行機関の委員（農業委員会委員を除く。）については、合併の期日の前日をもって失職する。

協議第12号 一般職の職員の身分の取扱いについて

原案のとおり決定

- 1 藤野町の一般職の職員は、すべて相模原市の職員として引き継ぐ。
- 2 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、公正に取り扱う。

主な意見

藤野町委員

職員の資質の違いなどがあると思うが、「公正に取り扱う」とは、どのような意味なのか。



総務部会

藤野町の職員が合併により相模原市の職員となることから、現相模原市の職員と均衡が図られるよう、今後、職責に応じた職員の配置を基本に調整させていただきたいと考える。

協議第13号 条例、規則等の取扱いについて

原案のとおり決定

相模原市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業等の調整を踏まえて、必要に応じ規定の整理をする。

主な意見

藤野町委員

藤野町特有の条例の取扱いはどのようになるのか。

総務部会

藤野町特有の条例、規則等については、今後、各専門部会での事務事業の調整を踏まえた上で、新市においても必要なものについては、新市の条例、規則等として整理する。

協議第14号 事務組織及び機構の取扱いについて

原案のとおり決定

- 1 藤野町の役場は、合併前の役場における住民サービスを確保し、地域の拠点として、窓口業務をはじめ、まちづくりや産業振興を支援する機能を持つ、総合的な事務所とする。
- 2 藤野町の出先機関は、住民サービスの低下を招くことがなく、地域の特色を生かせる機能を持つ組織とする。
- 3 藤野町に設置されている附属機関は、相模原市の同種の附属機関に統合する。ただし、藤野町の地域性から設置されている附属機関

は、現行のまま新市に引き継ぐ。

主な意見

藤野町委員

総合的な事務所の職員数は、概ねどのくらいになるのか。また、高齢化対策や小学校の統廃合の関係から、保健師、指導主事はどのように配置されるのか。市の出張所と比較するとかかなり多い人数になるのではないのか。

総務部会

現時点で職員数を申し上げることは難しいが、基本的には、「総合的な事務所」で行われる「まちづくり支援」や「住民サービス提供」の業務について、現在の住民サービスを低下させないような職員体制が確保されると考えている。また、保健師や指導主事の配置については、現在の業務内容やそのサービスの低下を生じさせないよう、今後の調整の中で十分配慮させていただきたいと考える。

相模原市委員

相模原市にある各出張所は、窓口に来られる住民の対応が主な業務である。福祉や道路関係などの業務については、全て本庁の各課が直接対応するので、各出張所の職員は少人数で対応できているということである。

協議第15号 慣行の取扱いについて

原案のとおり決定

- 1 市章は、相模原市のものに統合する。
- 2 市の花、木、鳥及び色は、相模原市のものに統合する。ただし、合併により改定の必要があるものについては、新市において検討する。
- 3 市民憲章、市民憲章以外の憲章及び宣言並びに市の歌は、相模原市のものに統合する。ただし、合

相模原市・藤野町合併協議会

第3回相模原市・藤野町合併協議会を開催・・・ 1～3面

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会

平成18年3月20日 新「相模原市」誕生・・・ 3面

相模原・津久井地域合併協議会（相模原市・城山町・津久井町・相模湖町）

現在の状況について・・・ 4面